

宇多津町農業委員会定例会議事録

開催日時： 令和 6 年 11 月 20 日（水）午後 1 時 29 分～午後 1 時 55 分

開催場所： 宇多津町役場西館 2 階

出席議員： 会長 大坂 秀美
 西山 修
 垣渕 直子
 稲田 直樹
 宮本 政文
 福原 左恵子

欠席議員： 野田 勝彦
 谷川 英昭

農業委員会事務局出席者

 事務局長 福田 伸之
 事務局次長 三谷 真平

(午後 1 時 29 分開会)

○大坂会長

皆さんこんにちは。急に朝方冷えるようになってなかなか野菜関係もうまくはいかないんですけど、米自体はまだ少々値段が上がっているような噂を聞きました。2 万円以上になるという話で、米の需要が増えるということは来年の 4 月、5 月ごろの在庫量それによって次年度の単価、そういったものが設定されていくわけですけど、今の段階では米自体が一般家庭でも重宝がきくということと、それと南海トラフ。地震の警戒感があって、米があればいつでも間に合うわと持っておくということで価格は上昇してるのかなと。

野菜関係も今ものすごく高いわけですけど実際にはもうブロッコリーなんかでもこの間までは 5000 円していたが、今は 3200 円。急激に単価が下がってきたということは、全国的に出てきておるのかなというふうな感じでございます。そういった食べるものに関しては大根や白菜、キャベツも値が上がるだろうというふうなことを言われております。

大変厳しい中ですが、我々農家としてはやはり自分宅で食べるものぐらいは自分で土地が空いてれば、栽培したらいいのかなというふうな気はします。仕事を兼ねてやってる人についてはなかなか面倒いのかなというふうに思います。

今日の議案につきましては 4 点ほどあります。その他のところもありますけどもそれを入れて 5 項目ほど出ております。

今日の議事録署名人ですけど、宮本さんと稲田さん。

よろしくお願いします。では事務局の方から。

○福田事務局長

はい、それでは早速、議案の方入っていきたいと思います。

それでは議案第 1 号の説明させていただきます。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は令和 6 年 10 月 15 日で、申請内容は所有権移転となります。ちなみに第 2 号とも絡みますんで、また 2 号の方で説明させていただきます。

申請地は宇多津町****番*、地目は畑、台帳現況ともに畑でございます。面積は***㎡になります。譲渡人は、宇多津町****番地*、****様。

譲受人は、兵庫県****、****様。

この土地は9月の農業委員会で3条の3第1項の届出のあった土地です。

その土地を今回、ご親戚に所有権移転ということで申請に至ったとのこと
です。耕作に関しては今までと同様で近くに住まわれてます**様が行うと
いうことです。ではご審議のほどよろしくお願いします。

○大坂会長

一応耕作人が全く変わらないということで、水利さんの方に連絡は？

水利の方にもいってないということで、立会もまだやね。

耕作する方は変わらないので次の2号議案もそうなんですけどその**さん
の一族ということだよね。

○福田事務局長

第1号と第2号の譲受人は兄弟ということです。県外ですが。

○大坂会長

こういった案件ですけども、これ畑地ということで皆さんご意見ありま
すか？別にないようであれば承認ということでよろしいですか？

○皆さん

(異議なし)

○大坂会長

はいそれでは1号議案については承認ということで。

○福田事務局長

はいありがとうございます。続きまして2号議案いきます。

農地法第3条第1項の規定による申請になります。

農業委員会の受付は先ほどと同日で6年の10月15日内容も所有権移転です。

申請地は宇多津町****番*でここも畑です。

台帳現況ともに畑で面積が***m²です。

譲渡人は、兵庫県****、****様。

譲受人は北海道****、****様です。この案件も先
ほど申した通り1号議案と同様で**様一族の中での所有権移転となります。

先ほども申しましたが****さんと****さんは兄妹ということです。
ここも先ほどと同じように耕作人は変わらないということでお聞きしており
ます。

では、ご審議よろしくお願いします。

○大坂会長

この案件につきまして、今言ったような複雑ではないけれど、親族の受け渡しことでいかがですか？何か質問なりあればないですか？ないようでしたら、承認いうことでよろしいですか？

○皆さん

はい（異議なし）

○大坂会長

承認いうことで。はい

○福田事務局長

ありがとうございます。

続きまして、議案第3号に入ります。

農地法第3条第1項の規定による許可申請になります。

農業委員会の受付は令和6年10月28日で申請内容はこれも所有権移転です。

申請地は宇多津町*****番と、*****番。

地目は田、台帳現況ともに田でございます。

面積は合計で***㎡になります。

譲渡人は、宇多津町*****、***** 様。

譲受人は、高松市*****、***** 様。

＊＊様はこの農地の北側に土地を持たれておりまして、そこには家屋の方も建築されております。

今は高松に住んでおられますが、将来的には宇多津に帰った時に桃の栽培がしたいということで今回購入を決められ申請に至ったとのこと。

それではご審議のほどよろしくお願いします。

○大坂会長

話なんか聞いている？これ*****さんとの分で半分放棄地みたいになってしまってるんですよね。

○宮本委員

ちょっとこの件について、話があったというのではないんですが。

これに関連して、今、上がってきてる農地ですかね。

これ、いわゆる農道があるんですけども、この農道に対して、事務局何か話聞いてますか

○福田事務局長

全く。はい、農道に関しては聞いてないです。

○宮本委員

はい。

これはすべて聞いた話だけれども、立ち合いもやってないし、それで隣接道路と見てないんですけど、ある人がこの話で、農道の件がちょっとややこしくなってもめたと。内容は知ってるんだけど、そういう関係で、その時1年あまり前のときに、立ち合いをしたと。

町の事務局が来てたかどうかは知りません。

近隣の人が立ち合いをしたよと。うん。

それで、そのあとどういうふうに収まったかは知りません。

隣接道路があるということは何か、その話し合いがあって、そういう農道に関する話が決着したのかなあという意味で、事務局何か情報ありますかっていう話しなんです。

これ水利の判ありますか。申請書に。

○福田事務局長

いや3条なんです。

○宮本委員

ごめん、3条だから普通は出ないんだけど。

ある水利の方に、承認をいただきたいという話しできたと。今のうち、はい。だから、この申請書には水利の判はないんですね。ないのに誰が？これ行政書士ですか。

○福田事務局長

行政書士です。はい。

○宮本委員

で、水利の判は、押したよという話なんだけどけど、じゃなかったと。そういう結果ね。

○福田事務局長

はい。

○宮本委員

申請書にないと。

元々つけるようになってなくて結構ですこれはもう業者が、話があって、私もこれが出てきた時見に行ったけど、農道自身はありますんで。

農道は当然町の管轄ですんで。

そういう意味で町事務局ということでちょっと質問した。

確認事項として受け取ってください。

当然稲田さんも立ち会い行ってないし、当然私も行ってないし、話もきてないんで。

これは全部持ち込みをなさった話だけを申し上げてます。

意見としては、異議はありません。

○大坂会長

それ確認だけはしないとね。

農道があって、水利があるんならそう言うわけにはいかないんで。

農道を取り込んでしまう。まあそれを残すんであれば別段構わんけど、残さないような図面なってるんだったらな。

隣接同意もらわないとね。この関係者にな。

○宮本委員

取り込むとかいう話も聞いてないです。

ただ、ちょっとその形とか、その幅とかで、昔問題になったというのは私も知ってますし、もともとその昔1年あまり前に立ち会ったときに、決裂したという話を聞いてますんで。

そのあと、こういう形が出るといことは何かの形でできてるんだろうと思われるんでそれで質問しました。

○大坂会長

農道があるということは間違いない？

○宮本委員

それはまちがいない。

最初の部分の確認を、十分にしてた。

○福田事務局長

はい。わかりました。はい。

○大坂会長

はい。

ではそういったことで一応保留ということで。

○宮本委員

私、異議はありません。

ただ、確認だけはしてください。

○大坂会長

農道の確認、それがちゃんとできとるかどうかその確認して、それが確認できたら、一応承認ということで。

○福田事務局長

はい、わかりました。

○大坂会長

それが何もされてなかったらどうなっとるか、もう1回本人なり、司法書士に確認して話をちゃんと通さないかと。

○福田事務局長

わかりました。はい。

○宮本委員

すみません。もう1ついいですか？

○宮本委員

先月のですね、3条所有権移転に関して、水利に報告をお願いしたんですが、前回の件はどうですか。

水利の方に事務局から連絡いただきましたか？

○福田事務局長

はい。

一応業者さんを立てられとるところはそこへ。

○宮本委員

司法書士の方から連絡するように。

○福田事務局長

そうです。はい。

今回、窓口でこられてる方とのやりとりについては、こっちはなるんで本人にはちょっと伝えられてはないですけど。

○宮本委員

本人というのは？買われる方とか

○福田事務局長

はい。

そっちから言ってもらわないといかんという話でしてます。

○宮本委員

はい、以上です。

○大坂会長

はい。

それはそういうことで。じゃあ次4号議案。

○福田事務局長

はい議案第4号に入ります。

農地機構より農用地利用集積計画が提出されておりますので三谷事務局次長より説明させていただきます。

○三谷事務局次長

議案第4号といたしまして公益財団法人香川県用地機構より農地利
用集積計画の提出がありました。

資料はA4サイズのものになります。

利用権の設定として、貸し手が坂出市****番地*、****様。

土地としては、一筆目が****、***番地、面積は***m²、田とな
っております。次が***の***番*、面積は***m²、田となってお
ります。

借り手の方ですけども、坂出市****番地*、株式会社*****
*様となっております。

最後に土地の位置図をつけております、ご確認ください。

○福田事務局長

そこが****に。

これ**の方の田んぼ、**さんどこ貸してるわけ？同じ人のもと、うん。
なるほど。

○大坂会長

この前**さんでしたらここもしないといかんのじゃいうてまだ手付か

ずやこれ。これが**のこの家か。ただこれ俺が作ってる分の木が生えてるとこや。さっぱりしていいわ

はい、これはもう報告だけだよねこれ、承認とかそんなのはいらんやろ？

○三谷事務局次長

そうですね。

○大坂会長

報告だけね。はい。

今度は一応その他この件に関してよろしいですか。

○皆さん

はい

○福田事務局長

次に先月にもお知らせしましたが、農業会議の創立 70 周年の記念式典と農業委員の研修会の出欠の確認をさせていただきたいと思うんですがどんな聞き方がいいですかね？行けない方も希望は聞きます。も自分 1 人で行ったり帰ったりがいいという方はもうそのままご自身に行かれてもいいですしはい、こちらに集まっていたけるのであれば、はい。送り迎えは、します。12 月の 19 日の木曜日。

○大坂会長

午後 1 時から 2 時の間で英昭さんが表彰される。

○福田事務局長

研修 2 枚目に書いてあります。2 時 15 分から 4 時 10 分。

用があってこっちしか無理という出席の方も、おられるかもしれないので。多分研修は毎年行われとると思うんですが

○大坂会長

19 日となると 20 日、農業委員会やね。

これ 12 月 20 日の農業委員会だけど大抵開催するようになると思うんだ。私の都合ばかりで悪いんやけど、ブロッコリーを取ってるんで昼からにしてもらったら一番いいかなと。1 ヶ月前なんでどれくらい出るんかちょっとわからんけどいくらかはでてるから、できるのであれば、昼から 1 時から 1 時半か。開催させてもらったと思うんですけどどんなですか？構いませんか案内状にも今回のような案内の方式で、

○福田事務局長

はい。

○大坂会長

一応1時半からということでお願いします。

そしたらこれ19日、12月19日の開催について、みんながここへ寄ってもらったら、ここから町の公用車で一緒に行く方、それと一応自分でいくという方どんなですか？まず、町と一緒にいきたい人は？俺はもう自分でちょっと行きますわ。

これ、皆さんとどうします？もう個人で、もう自分ので行く言う人は手挙げてください。

※皆さんに出欠確認を行う

○福田事務局長

議案は以上で、はい。

○大坂会長

議案すべて終了しましたので、これで閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後1時55分閉会)